

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月13日（平成30年（行情）諮問第86号）

答申日：平成30年6月4日（平成30年度（行情）答申第90号）

事件名：愛知労働局職員の分限処分に関する文書（直近のもの）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「処分関係綴 平成21年度起」につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月4日付け愛労発総1104第1号により、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

法5条1号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年8月18日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「分限処分に係る文書一式 直近から1人分」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁は平成29年10月4日付け愛労発総1104第1号により、部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、原処分の取消しを求め、同年11月13日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

原処分における対象行政文書は、愛知労働局職員の分限処分に係る文書であり、愛知労働局において、行政文書ファイルとして「処分関係綴平成21年度起」のうち、直近の分限処分として、特定個人にかかる「人事異動通知書」及び「処分説明書」を本件対象行政文書として特定した。

ア 人事異動通知書

人事院規則8-12（職員の任免）54条には、分限処分について任命権者は職員に人事異動通知書を交付して行わなければならないと規定している。当該文書は、①「氏名」欄、②「現官職」欄、③「異動内容」欄、④「日付及び任命権者」の欄から構成されている。

イ 処分説明書

処分説明書は、分限処分の対象となった職員に対して、処分の内容及び理由等を説明するために、これらの事項が記載された国家公務員法89条1項により作成が義務づけられている文書である。当該文書は、①処分者、②被処分者（所属部課、氏名（ふりがな）、官職、級及び号俸）、③処分の内容（処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫理法26条による承認の日、処分の理由）から構成されている。

（2）本件対象行政文書の不開示情報該当性について

本件対象行政文書には、特定の被処分者個人について、別表のとおり、氏名のほか、特定官職への適格性等に関する記載があり、これらの情報は、自己の資質、人格又は名誉等に密接に関わる当該職員固有の情報であるとして、他人に知られたくないと望むのが通常である。このような分限処分の性格からして、分限処分の処分内容及び執行状況等は、処分者、被処分者及び分限処分関係事務担当者のみが知り得るものであり、その取扱いには細心の配慮がなされ、たとえ同じ職場に勤務する職員であっても知ることはできない。

したがって、これらの情報は、法5条1号の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述により特定の個人を識別できるものに該当する。

なお、被処分者は国家公務員であるが、当該事案の中に被処分者の職務に関係する部分が含まれるとしても、分限処分を受けることが当該職員に分任された職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ハにも該当しない。さらに、同号ただし書イ及びロに該当すると認められるべき事情もない。

（3）請求者の主張について

請求者は、「法5条1号に該当しない」と主張するが、上記のとおり、不開示箇所については、法5条各号に基づいて不開示情報該当性を判断

しているものであることから、本件結論に影響を及ぼすものとは認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月2日 審議
- ④ 同年5月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「分限処分に係る文書一式 直近から1人分」の開示を求めるものであり、処分庁は、「処分関係綴 平成21年度起」の中から直近の分限処分として、特定個人に係る「人事異動通知書」及び「処分説明書」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、分限処分を受けた職員に関する人事異動通知書及び処分説明書であり、いずれの文書にも分限処分を受けた個人の氏名・現官職等が記載されていることから、本件対象文書全体が法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、厚生労働省において分限処分を受けた職員に関する情報を公表する慣行はないとのことであるので、不開示部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当しない。また、分限処分を受けることは、当該職員に分任された職務の遂行に係る情報とはいえないことから、同号ただし書ハに該当するとは認められず、さらに、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、氏名、現

官職及び所属部課は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。また、その余の部分については、これを公にした場合、同僚、知人その他の関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書名	2 不開示箇所	3 該当条項
人事異動通知書	① 「氏名」欄	法5条1号
	② 「現官職」欄	同上
処分説明書及び 続紙	① 処分説明書「2 被処分者」欄のうち、「所属部課」のうち愛知労働局を除く部分及び「氏名（ふりがな）」、「官職」並びに「級及び号俸」の各欄	同上
	② 処分説明書「3 処分の内容」欄の「処分の理由」の記載部分の1行目5文字目ないし20文字目、28文字目ないし36文字目、2行目1文字目ないし9文字目、23文字目ないし27文字目、36文字目ないし46文字目、3行目17文字目ないし27文字目、38文字目ないし40文字目、4行目1文字目ないし11文字目、40文字目ないし5行目3文字目、6行目5文字目ないし13文字目、39文字目ないし48文字目、7行目22文字目ないし30文字目及び42文字目ないし8行目5文字目	同上
	③ 処分説明書続紙の3行目4文字目ないし13文字目、5行目29文字目ないし32文字目及び6行目31文字目ないし35文字目	同上